

西米良村告示第5号

平成31年第1回西米良村議会定例会を次のとおり招集する。

平成31年2月15日

西米良村長 黒木 定藏

1 期 日 平成31年3月1日

2 場 所 西米良村村所驛

---

○開会日に応招した議員

中武 智和君

白石 幸喜君

上米良 玲君

瀨砂 勝義君

上米良秀俊君

中武 勝文君

瀨砂 恒光君

瀨砂 征夫君

---

○3月1日に応招した議員

同 上

---

○応招しなかった議員

---

---

平成31年 第1回 (定例) 西米良村議会会議録 (第1日)

平成31年3月1日 (金曜日)

---

議事日程 (第1号)

平成31年3月1日 午後1時15分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告 議長報告 (町村議会議長会定期総会及び表彰関係)
- 日程第4 諸般の報告 議長報告 (例月現金出納検査及び定期監査実施報告)
- 日程第5 議案第7号 西米良村景観条例について
- 日程第6 議案第8号 国民健康保険西米良診療施設設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第9号 西米良村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第10号 西米良村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第11号 西米良村過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第10 議案第12号 村道路線の認定について
- 日程第11 議案第13号 平成30年度西米良村一般会計補正予算 (第11号)
- 日程第12 議案第14号 平成30年度西米良村特別会計国民健康保険事業勘定会計補正予算 (第4号)
- 日程第13 議案第15号 平成30年度西米良村特別会計国民健康保険診療施設勘定会計補正予算 (第3号)
- 日程第14 議案第16号 平成30年度西米良村特別会計介護保険事業勘定会計補正予算 (第4号)
- 日程第15 議案第17号 平成30年度西米良村特別会計後期高齢者医療事業補正予算 (第3号)
- 日程第16 議案第18号 平成30年度西米良村特別会計簡易水道事業補正予算 (第4号)

- 日程第17 議案第19号 平成30年度西米良村特別会計下水道事業補正予算（第3号）  
日程第18 議案第27号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定について  
日程第3 諸般の報告 議長報告（町村議会議長会定期総会及び表彰関係）  
日程第4 諸般の報告 議長報告（例月現金出納検査及び定期監査実施報告）  
日程第5 議案第7号 西米良村景観条例について  
日程第6 議案第8号 国民健康保険西米良診療施設設置等に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第7 議案第9号 西米良村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について  
日程第8 議案第10号 西米良村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第9 議案第11号 西米良村過疎地域自立促進計画の変更について  
日程第10 議案第12号 村道路線の認定について  
日程第11 議案第13号 平成30年度西米良村一般会計補正予算（第11号）  
日程第12 議案第14号 平成30年度西米良村特別会計国民健康保険事業勘定会計補正予算（第4号）  
日程第13 議案第15号 平成30年度西米良村特別会計国民健康保険診療施設勘定会計補正予算（第3号）  
日程第14 議案第16号 平成30年度西米良村特別会計介護保険事業勘定会計補正予算（第4号）  
日程第15 議案第17号 平成30年度西米良村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第3号）  
日程第16 議案第18号 平成30年度西米良村特別会計簡易水道事業補正予算（第4号）  
日程第17 議案第19号 平成30年度西米良村特別会計下水道事業補正予算（第3号）  
日程第18 議案第27号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

---

出席議員（8名）

1番	中武 智和君	2番	白石 幸喜君
3番	上米良 玲君	4番	濱砂 勝義君
5番	上米良秀俊君	6番	中武 勝文君
7番	濱砂 恒光君	8番	濱砂 征夫君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長	濱砂 雅彦君	書記	那須有美恵君
------	--------	----	--------

---

説明のため出席した者の職氏名

村長	黒木 定藏君	副村長	梅本 昌成君
教育長	古川 信夫君	総務課長	牧 幸洋君
むら創生課長補佐	中武敬一郎君	会計管理者	土持 光浩君
福祉健康課長	吉丸 和弘君	村民課長	田爪 健二君
建設課長	上米良 敦君	農林振興課長	上米良重光君
教育総務課長	濱砂 亨君	代表監査委員	黒木 正近君

---

午前10時30分開会

○事務局長（濱砂 雅彦君） 一同、ご起立ください。一同礼、ご着席ください。

○議長（濱砂 征夫君） ただ今の出席議員は8名です。定足数に達していますので、ただ今から、平成31年第1回西米良村議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

ただちに議事に入ります。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（濱砂 征夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、6番、中武 勝文君、7番、濱砂 恒光君を指名します。

---

### 日程第2. 会期の決定について

○議長（濱砂 征夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。第1回定例会の会期は、先の議会運営委員会において、本日から3月7日までの7日間と予定していますが、決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） 異議なしと認めます。

従って、会期は、7日間と決定しました。

なお、会期中の会議日程と本日の日程は、お手元の議事日程第1号のとおりでありますので、ご了承ください。

---

### 日程第3. 諸般の報告

○議長（濱砂 征夫君） 日程第3、諸般の報告を行います。

去る2月20日、宮崎市において、町村議会議長会定期総会が開催され、平成31年度事業計画並びに予算などについて原案のとおり決定されております。

事業計画では、議員研修を充実させるため、国際文化アカデミー研修会への議員派遣が計画され、県内の町村議会から3名に議員派遣が予定されております。

表彰関係につきましては、全国会表彰の伝達も含めて各種の表彰を行いました。本村議会では、議員15年以上在職者として中武 勝文議員並びに私の2名、議員12年以上在職者として、濱砂 恒光議員、上米良 秀俊議員、濱砂 勝義議員の3名が表彰の対象者となっておりますので、この場で伝達並びに表彰を行います。

表彰の進行は局長に当たらせてます。

○事務局長（濱砂 雅彦君） それではただ今より、議員表彰を行います。お名前をお呼びしますので、会場中央にお進みくださるようお願いいたします。

始めに全国会表彰の伝達を行います。町村議会議員として15年以上在職された方の表彰であります。

中武 勝文議員は中央へお進みください。

○議長（濱砂 征夫君） 表彰状。宮崎県西米良村、中武 勝文殿。あなたは町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与せられた。その功績は誠に顕著であります。よってここにこれを表彰します。平成31年2月6日、全国町村議会議長会会長。（拍手）

○事務局長（濱砂 雅彦君） なお、議長の濱砂 征夫議員も同じく受賞をされておりますので、ご紹介をさせていただきます。

続きまして、宮崎県町村議会議長会の表彰を執り行います。町村議会議員として12年以上在職された方の表彰であります。

始めに濱砂 恒光議員、中央へお進みください。

○議長（濱砂 征夫君） 表彰状。西米良村、濱砂 恒光殿。貴殿は多年議会として、当村の振興発展に努められ、その功績は誠に顕著であり、よってここに記念品を贈り、表彰いたします。平成31年2月20日。宮崎県町村議会議長会会長。（拍手）

○事務局長（濱砂 雅彦君） 続きまして上米良 秀俊議員、お願いいたします。

○議長（濱砂 征夫君） 表彰状。西米良村、上米良 秀俊殿。貴殿は多年議会として、当村の振興発展に努められ、その功績は誠に顕著であり、よってここに記念品を贈り、表彰いたします。平成31年2月20日。宮崎県町村議会議長会会長。（拍手）

○事務局長（濱砂 雅彦君） 続きまして濱砂 勝義議員、お願いいたします。

○議長（濱砂 征夫君） 表彰状。西米良村、濱砂 勝義殿。貴殿は多年議会として、当村の振興発展に努められ、その功績は誠に顕著であり、よってここに記念品を贈り、表彰いたします。平成31年2月20日。宮崎県町村議会議長会会長。（拍手）

○事務局長（濱砂 雅彦君） 受賞されました皆様におかれましては、誠にありがとうございます。以上で表彰を終わります。

#### 日程第4. 諸般の報告

○議長（濱砂 征夫君） 日程第4、同じく諸般の報告を行います。

監査委員から報告のあった12月以降の例月現金出納検査並びに定期監査の監査意見に関しましては、各議員のお手元に配付しております写しのとおりでありますので、ご了承願います。

---

#### 日程第5. 議案第7号

○議長（濱砂 征夫君） 日程第5、議案第7号西米良村景観条例についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 征夫君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） ただ今上程いただきました、議案第7号の提案理由でございますが、その前にお許しをいただきまして、一言だけご挨拶を申し上げます。

今日はまた春うららを思わせるような、暖かい日になりました。いよいよ西米良にも春が来る、そんな気がいたすところでもあります。そんな中、本日は第1回の西米良村議会定例会を開催いただきますこと、ありがたく、お礼申し上げたいと思います。全議員の皆様方の、今日までの大変な努力によりまして、健全なるまた円滑な村政が運べておりますのも、皆様方のご苦勞の賜物と感謝をいたすところでもあります。

今回の議会は今期の最後の議会となろうかと思えます。議員各位におかれましては、それぞれの思いがおありでしょうし、また、4月の選挙改選に向けて意欲をお持ちの方もたくさんいらっしゃると思います。そんな中で、長年本村の円滑な振興発展のためご苦慮をいただき、また、本議会の健全な発展のためにも尽力いただきました議員の中で、今回ご勇退を考えていらっしゃる方がいるやに聞いているところでもあります。いずれにしても、長い間ではありますが、この本村のために汗馬の勞をおとりいただきましたことに、深甚なる感謝と謝意を申し上げたいと存じます。そして今回は、先程申し上げましたように、今期の最後の議会でございますから、悔いのない議会ですっぱりとけりをつけて、また新たな取り組みに意欲を燃やしていただける議会となればありがたいと思うところでもあります。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、上程いただきました議案第7号西米良村景観条例について、提案理由の説明を申し上げます。

この条例は、本村の豊かな自然と歴史、風土、文化等を生かしながら良好な景観を保持し、これを次世代に継承することを目的として、景観法の規定に基づく必要な事項及び本村の景観形成に関し基本となる事項を定めるものでございます。

宮崎県におきましても、美しい宮崎づくりを総合的かつ計画的に推進するために、「美しい宮崎づくり推進条例」を策定をされているところであります。その中で、市町村の役割として、地域の特性を生かした景観づくり施策を推進するよう努めることとされており、各自治体において景観計画や景観条例の策定が進められております。

本村におきましても、平成12年から、エドヒガンの植栽事業に取り組みまして、現在9,900本のエドヒガンの配布をし、景観の造成に当たっているところであります。また、個人や集落、各事業所など広く民間レベルでも高い関心をもって花木の植栽など積極的な取り組みが推進されてきたところでございます。村としても、平成21年度に景観行政団体へ移行するとともに、平成25年度から26年度にかけて景観計画を策定いたしましたところであります。

本案は、本村の景観計画や実情を基に、本条例を制定したいとするものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、ご質疑に応じまして、担当の課長補佐をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（濱砂 征夫君） 提出者の説明が終わりました。これより質疑を行います。議案第7号について質疑はありませんか。

○議員（7番 濱砂 恒光君） 議長。

○議長（濱砂 征夫君） 7番、濱砂 恒光君。

○議員（7番 濱砂 恒光君） 担当課長補佐に伺います。元火葬場の下と百菜屋の下手300mぐらいのところにあるわけなんです、この建物の撤去についてはできないものでしょうか。なお、これらにつきましては、所有者がいることでもあるので、非常に難しいことと思っておりますが、村の方としても何らかの対策は考えておられないでしょうか。伺います。



○議長（濱砂 征夫君） むら創生課長補佐。

○むら創生課長補佐（中武 敬一郎君） ただ今質疑がありましたことに対しまして、お答えいたします。

まず、それらの空き家を撤去するために、今回の景観条例の中にも第16条の方にうたっておりますし、あと、空き家特措法というのがあります、そちらの方でもですね、撤去する方法はあります。内容としましては、所有者がわかっている場合は、所有者に何回も通知をしまして、それでもだめな場合は、強制執行ができると。それと、どうしても所有者がわからない場合は、その場合でも、行政代執行というのが行われるみたいです。今回の件につきましては、本日条例の承認をいただければ、そういった方法です、今後話を進めてまいりたいと思っております。

それと、31年度に空き家計画というのをつくらせていただきます。その場合、それをつくっていただければ、撤去に対しまして補助が出るということでしたので、そちらの方も考えまして、検討してまいりたいと思っております。以上です。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 征夫君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） 私の方から補足説明をさせていただきます。今、強制執行やら代執行という話をしましたが、これについては条件がございますので、ただ今そちらに向けてと言いましたが、若干訂正させていただいて、それらについて検討させていただくことで、正式な答弁とさせていただきます。

というのが、危険性が高いとか、そのことによって何かを招くとかいうことがなくて、ただ「あるだけ」はですね、どの程度どうなのか、ちょっと私もはっきりしませんが、確か聞いたところによれば、そういうものがある程度予感・予知されなければ難しいんじゃないかというふうに聞いておりますので、もう少し調べさせていただきます。すみません。もし可能ならそういう対応もしていきたいと思いますが、軽々にやりますと、たくさん出てくる可能性がございますから、それらのことを十分千思万考重ねて対策していきます。

○議員（7番 濱砂 恒光君） 議長。

○議長（濱砂 征夫君） 7番、濱砂 恒光君。

○議員（7番 濱砂 恒光君） 今の件については了解しましたが、審議会の委員は何名おられるのでしょうか。

○議長（濱砂 征夫君） むら創生課長補佐。

○むら創生課長補佐(中武 敬一郎君) 景観条例につきましての審議員につきましては、8名以内と考えておりまして、この条例が承認いただければ、8名の選考をしたいと思っております。

○議員（7番 濱砂 恒光君） 議長。

○議長（濱砂 征夫君） 7番、濱砂 恒光君。

○議員（7番 濱砂 恒光君） 了解しました。

○議員（2番 白石 幸喜君） 議長。

○議長（濱砂 征夫君） 2番、白石 幸喜君。

○議員（2番 白石 幸喜君） このことについては、本日の全協の方で説明をいただきましたので、ある程度理解はしているというつもりですが、規則等についてもご説明がございましたので、ある程度理解しているというふうに思いますが、やはり今7番議員の方から質問がありましたが、空き家等についてはそういった対応でされるということでございますが、条例制定後の新規の工作物、建築物については、そぐわないものについてはいろいろ指導等もできると、審議会で審議をして指導等ができるということになるかと思いますが、制定後については。既存のですよ、例えば前回から、この前にもありました、電柱それから鉄塔、既設のものについてはどのようなこの条例を制定することによって、どのような適用・効果があるのか、そこへんを伺いたいと思います。

それともう1点ですが、第17条に「景観重要建造物の指定」という条文がございます。これも今後審議会の中で検討されて、選定されるというふうに思いますが、事前にこのような選定をする基準があればですね、審議会にかける前の、そういった基準等があれば伺いたい。また今の現時点で選定を予定されるような、そういった建造物等の指定についての、現時点で予定されているものがあれば、伺いたい。2点を伺います。

○議長（濱砂 征夫君） むら創生課長補佐。

○むら創生課長補佐（中武 敬一郎君） ただ今2番議員から質疑がありましたことに対しまして、お答えいたします。

まずこの今回の条例につきましては、今のところ、今から行うものに対しましての条例でございます。既設に対するものにつきましては、規則の方で修正、あと家につきましては修正、それと模様を変更するものにつきましては一応制限はかけさせていただいております。今現時点、建っている電柱とか、携帯の鉄塔等につきましては、ちょっと今後また審議会等などで検討しまして、答えを出したいと思っております。

それと第17条の「景観重要建造物の指定」につきまして、まず今後の選定につきましては、今のところまだ未定でございます。内容につきましては、景観法ですね、第17条、景観法の19条第1項の規定の方ですね、指定するような基準がございますので、そちらを参考にしながら、今後指定するものがあれば検討してまいりたいと思っております。以上です。

○議員（2番 白石 幸喜君） 議長。

○議長（濱砂 征夫君） 2番、白石 幸喜君。

○議員（2番 白石 幸喜君） 了解をいたしました。これからだということですが、電柱それから鉄塔についても、やはり移設・移転をした方がいいものがあるというふうに思えるものもございます。ぜひですね、この景観条例、せっかく制定されますから、そういったものについても、西米良の景観を良くするといういい条例だというふうに思いますので、ぜひ効果的なものになるようにですね、しっかり審議会も含め、今後の西米良の景観づくりに役立てていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（濱砂 征夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第7号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） 異議なしと認めます。従って、議案第7号西米良村景観条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6. 議案第8号

○議長（濱砂 征夫君） 日程第6、議案第8号国民健康保険西米良診療施設設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 征夫君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） ただ今上程いただきました、議案第8号国民健康保険西米良診療施設設置等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、診療日、診療時間に係る第6条ただし書の「西米良診療所にあつては」を削り、西米良歯科診療所にもただし書の規定が適用されるようにするものであります。

そのほか、引用条例名の改正を行っておるところであります。

以上、概要について申し上げましたが、本案は先に開催されました、西米良村国民健康保険運営協議会に諮問し、異議なしとの答申をいただいているところでもございます。詳細につきましては、ご質疑に応じまして、担当課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（濱砂 征夫君） 提出者の説明が終わりました。これより質疑を行います。議案第8号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第8号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） 異議なしと認めます。従って、議案第8号国民健康保険西米良診療施設設置等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第7. 議案第9号

○議長（濱砂 征夫君） 日程第7、議案第9号西米良村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 征夫君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） ただ今上程いただきました、議案第9号西米良村国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、平成31年度税制改正の大綱が閣議決定されたことに伴い、国民健康保険税条例の一部を次のとおり改正するものであります。

国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を58万円から61万円と引き上げます。また、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を27万5,000円から28万円に引き上げるものでありますし、2割軽減では50万円から51万円引き下げるものでございます。

この改正によりまして、高額所得の税負担が増える一方、低所得者の軽減判定範囲が広がるということになるものであります。

以上、議案第9号につきましてご説明申し上げましたが、本案は先に開催されました、国保運営協議会に諮問し、異議なしとの答申をいただいているところでございます。詳細につきましては、ご質疑に応じまして、担当課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（濱砂 征夫君） 提出者の説明が終わりました。これより質疑を行います。議案

第9号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第9号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） 異議なしと認めます。従って、議案第9号西米良村国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8. 議案第10号

○議長（濱砂 征夫君） 日程第8、議案第10号西米良村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 征夫君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） ただ今上程いただきました、議案第10号西米良村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、「高齢者の医療の確保に関する法律」が改正されたことに伴い、条例の一部を次のとおり改正するものであります。

現行では、宮崎県国民健康保険の被保険者が、他の都道府県の住所地特例対象施設に入所したことに伴い住所を異動した場合、従前の住所地である宮崎県国民健康保険の被保険者になりますが、このような方が75歳到達などにより、後期高齢者医療制度の被保険者になる場合には、入所施設所在地の都道府県後期高齢者医療制度の被保険者となっておりましたが、改正後は、このような事案につきましては、引き続き、宮崎県後期高齢者医療制度の被保険者となるというものであります。

以上、議案第10号について説明いたしました。詳細につきましては、担当課長

をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（濱砂 征夫君） 提出者の説明が終わりました。これより質疑を行います。議案第10号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第10号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） 異議なしと認めます。従って、議案第10号西米良村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9. 議案第11号

○議長（濱砂 征夫君） 日程第9、議案第11号西米良村過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 征夫君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） ただ今上程いただきました、議案第11号西米良村過疎地域自立促進計画の変更につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本計画は、平成28年3月に策定し、計画期間は平成32年度までとなっております。今回その一部に変更が生じますので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により、準用される同条第1項の規定に基づき本議会に付議するものであります。

計画内容についてご説明申し上げます。先の臨時議会におきまして、ご決議をいただきました、小中学校における学校施設空調設備整備事業の財源として、過疎債を充

当するため、過疎計画本文中、「第7 教育の振興 学校教育施設の充実」に「安全安心な学校環境を構築するための施設・設備等の改善」を追加し、あわせて事業計画に「校舎」「学校施設環境改善対策」を追加するものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（濱砂 征夫君） 提出者の説明が終わりました。これより質疑を行います。議案第11号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第11号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） 異議なしと認めます。従って、議案第11号西米良村過疎地域自立促進計画の変更については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10. 議案第12号

○議長（濱砂 征夫君） 日程第10、議案第12号村道路線の認定についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 征夫君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） 議案第12号村道路線の認定について、提案理由の説明を申し上げます。

今回ご審議をお願いいたします路線は、平成23年度より整備が進められております、国道219号小春工区の一部でございます。総延長は1,700mであり、その



うち740mが供用開始となっております。現在残り区間の改良工事を進められております。それに伴い、改良工事区間内の旧国道が村に移管されることから、起点・終点を設定した村道路線の認定をお願いするものであります。

別紙を朗読いたします。

路線名 小春線

区 分 認定

種 別 道路

区 間 自 西米良村大字横野字内之畑地先から

至 西米良村大字越野尾字小春地先まで

延 長 約1,232.4m

以上、村道路線の認定についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（濱砂 征夫君） 提出者の説明が終わりました。これより質疑を行います。議案第12号について質疑はありませんか。

○議員（6番 中武 勝文君） 議長。

○議長（濱砂 征夫君） 6番、中武 勝文君。

○議員（6番 中武 勝文君） 今提案理由の説明を受けたところでありますが、これは今現道を走っておる、通称助五郎谷から出合之内の向かいのトンネル入口の道路というふうに理解してもよろしいでしょうか。

○議長（濱砂 征夫君） 建設課長。

○建設課長（上米良 敦君） ただ今の6番議員のご質問にお答えいたします。今おっしゃられたとおりの区間となっております。

○議員（6番 中武 勝文君） 議長。

○議長（濱砂 征夫君） 6番、中武 勝文君。

○議員（6番 中武 勝文君） これは常識で考えてもわかるというふうに思うんですけども、今の工事区間が供用開始された後に、これが村道になるというふうに理解してもよろしいんですね。

○議長（濱砂 征夫君） 建設課長。

○建設課長（上米良 敦君） 今おっしゃられたとおり、改良が終わりまして、今度起点・終点を、県とですね、立ち会いを行いまして確定をしまして、今回の認定が終わってからですね、その後区域の決定というのを行いまして、その次が供用開始ということで、まだ2、3年先に、供用開始はなると思っております。以上です。

○議員（6番 中武 勝文君） 議長。

○議長（濱砂 征夫君） 6番、中武 勝文君。

○議員（6番 中武 勝文君） 素人考えですよ、今認定をして、あれが村道になった時に、もしその落石とかですよ、交通事故があった時の、責任の所在はどうなるのかなという気がして、ちょっと気になったものですから、国道が供用開始になった後に、村道に変じるということになるわけですね。

○議長（濱砂 征夫君） 建設課長。

○建設課長（上米良 敦君） 今のご質問ですが、認定の次が告示と申しましたけれども、最終的に県の方から官報で移管の手続きの完了報告が来た後に、村の管理ということで、それまでは県の方がそういう管理をしていただけるということになっております。以上です。

○議員（6番 中武 勝文君） 了解しました。

○議長（濱砂 征夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第12号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） 異議なしと認めます。従って、議案第12号村道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

## 日程第11. 議案第13号

○議長（濱砂 征夫君） 日程第11、議案第13号平成30年度西米良村一般会計補正予算（第11号）を議題とします。提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 征夫君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） それでは議案第13号平成30年度西米良村一般会計補正予算（第11号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、全体的な事項といたしまして、事業量、補助金等が確定したことによる、歳入歳出の調整を行っております。

予算の内容といたしましては現在の予算総額から歳入歳出それぞれ2億6,348万7,000円を減額し、補正後の予算総額を27億5,914万円とするものでございます。

それでは、主な歳入について申し上げます。

地方交付税でございますが、特別交付税の12月交付分、及び2月に国の補正予算で追加交付となりました普通交付税により、1億599万1,000円の増額となりました。

国庫負担金は児童手当国庫負担金、地域型保育給付国庫負担金等の交付決定による増額43万8,000円でございます。

国庫補助金は本年度発生いたしました災害の復旧工事の分散化を図るために、一部の工事を次年度に実施することによる公共土木施設災害復旧費補助金及び林業用施設災害復旧費補助金の減額等1億5万円でございます。

財産売却収入は小川字日平及び村所字桐原の村有林の販売収入等による増額、101万2,000円でございます。

基金繰入金は財源として各基金から繰入の調整を行い、2億1,599万6,000円の減額といたしました。

村債は各事業費確定等により5,830万円の減額といたしたところでございます。次に主な歳出について申し上げます。

総務管理費は、仮庁舎におけるサーバー保守料等の減額210万円、新庁舎建設に

係る工事請負費の執行残5, 217万6, 000円の減額となりました。

児童福祉費は、ふたば園施設整備基金への積立など1, 256万8, 000円の増額となっております。

道路橋梁費の358万7, 000円の減額は、村道橋梁の修繕工事に係る各事業の確定等によるものでございます。

消防費は、防災無線デジタル化設計委託料の入札残等による516万8, 000円の減額。

災害復旧費は、災害査定による実施額確定により、農林水産施設災害復旧費の3, 343万3, 000円の減額、及び公共土木施設災害復旧費の1億1, 730万1, 000円の減額となっております。

繰越明許費につきましては、年度内の事業完了が見込めない等の理由から、9事業1億7, 340万円について繰越を行うものでございます。

以上、提案理由についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、ご質疑に応じまして、担当課長をしてご説明いたさせますので、よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（濱砂 征夫君） 提出者の説明が終わりました。これより質疑を行います。議案第13号について質疑はありませんか。

○議員（5番 上米良 秀俊君） 議長。

○議長（濱砂 征夫君） 5番、上米良 秀俊君。

○議員（5番 上米良 秀俊君） 担当課長にお伺いいたしますが、19ページの雑入でございまして。村民課51万7, 000円、福祉健康課87万円、農林課のゆず団地の50万円。それぞれの内容をお伺いしたいと思いますし、38ページなんですけど、土木費です。急傾斜地崩壊対策事業負担金ということで310万円ほどの計上してありますけども、この工事内容についてお伺いをいたします。

○議長（濱砂 征夫君） 村民課長。

○村民課長（田爪 健二君） ただ今の5番議員のご質問にお答えいたしたいと思っております。村民課におきましての雑収入の増額の内容としましては、村所驛のですね、電気料の収入の増、それとあとコピー代の収入、それとあと有価物、役場関係のですね、コピ

一用紙とかを業者に有価物として引き取っていただいていますので、その分の料金の増額と、それとあと宮崎県の環境整備公社、こちらに浸出水調整池の補強の事務費としまして44万6,000円の貸し出しがございますので、それが年度内に一応戻ってくるということで、その分の予算を計上させていただいております。以上です。

○議長（濱砂 征夫君） 農林振興課長。

○農林振興課長（上米良 重光君） 今の質問ですけど、減額の50万円ということですが、これは板谷の小椎尾の造林を、新植を計画しております。それで、補助金ですね、歳入として後期と前期の後期造林となりますので、歳入が6月以降しか歳入が入ってきません関係でですね、減額したということになっております。以上です。

○議長（濱砂 征夫君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（吉丸 和弘君） 福祉健康課の雑入についてご説明申し上げます。福祉健康課ではですね、福祉健康課と申しますか、県内まとめてですね、障がいの関係の発達支援センターの運営等を行っております。そういったものの、それだけではないんですけど、それとかですね、あと障がいの認定を行う会議とか、そういったものに負担金を収めているんですけども、平成29年度の収めた負担金につきまして、余剰金が出たということで、割り返し金が出てきておりますので、そういったものを雑入でさせていただいております。以上でございます。

○議長（濱砂 征夫君） 教育総務課長。

○教育総務課長（濱砂 亨君） 教育委員会関係の雑入についてです。2万3,000円ということで、わずかですけども、教育委員会の方で発刊しております本、神楽それから古文書関係の本ですね、そちらの方の販売利益が若干出ておりますので、そちらの方を計上しております。

○議長（濱砂 征夫君） 建設課長。

○建設課長（上米良 敦君） 先程の38ページの急傾斜地崩壊対策費の負担金についてでございますが、現在小学校前を実際に今工事施工していただいておりますが、残りのその箇所から小学校の入り口まで、上の。あそこまでを30年度予算で県が発注するというので計画しております。次年度の予算についてはもう、ごくわずかというふうに聞いております。以上です。

○議員（５番 上米良 秀俊君） 議長。

○議長（濱砂 征夫君） ５番、上米良 秀俊君。

○議員（５番 上米良 秀俊君） はい、ありがとうございました。急傾斜地域の崩壊対策、これはどのような工事になるのでしょうか。

○議長（濱砂 征夫君） 建設課長。

○建設課長（上米良 敦君） 工種につきましては、格子状の法枠工ということで計画しております。国道関係でですね、四角の法枠と言いまして、その横山建設さんの下流、ああいう形状で、中は植生ということで計画をしております。

○議長（濱砂 征夫君） ５番、上米良 秀俊君。

○議員（５番 上米良 秀俊君） はい、了解しました。

○議員（６番 中武 勝文君） 議長。

○議長（濱砂 征夫君） ６番、中武 勝文君。

○議員（６番 中武 勝文君） 繰越明許の中で、小中学校の施設の空調施設の設備事業を繰り越すということではありますが、総務省の教育、何かなあそこ、国の関係からこれだけの補助金使っていいですよということで、前もってという説明を前受けたところでありましたが、機材の確保は大丈夫なのでしょうか。

○議長（濱砂 征夫君） 教育総務課長。

○教育総務課長（濱砂 亨君） ただ今のご質問にお答えしたいと思います。本予算につきましては、２月２７日に無事入札を終えまして、落札いただいたところです。早速工事の方に進んでいくように建設課とともにですね、準備を進めているところです。一応落札された業者さんに、今の機器類の入荷状況を確認したところですけども、幸いにして、今のところ小中学校合わせて１６基の空調設備を導入する予定にしておりますが、そちらの確保については順調に進みそうだというふうにお答えをいただいております。今の予定ですと７月までの工期をとっておりますが、できるだけ早く、６月中には整備が進むように取り組んでいきたいと思っております。以上です。

○議員（６番 中武 勝文君） はい、了解しました。

○教育総務課長（濱砂 亨君） 議長。

○議長（濱砂 征夫君） 教育総務課長。

○教育総務課長（濱砂 亨君） すみません、補足です。今回の事業につきましては、国の臨時特例交付金というものを活用させていただいております。こちらについてはですね、2月1日に交付決定をいただいておりますね、事業費の確保につきましても順調に進んでいる状況でございます。以上です。

○議員（1番 中武 智和君） 議長。

○議長（濱砂 征夫君） 1番、中武 智和君。

○議員（1番 中武 智和君） それでは、担当課長にお伺いをいたします。まず、21ページになります。防火管理者の講習受講料ということで、各額としてはわずかなんですけれども、1万2,000円の減額ということになってはいますが、これは今、防火管理者はどのような職員の方が行っているというか、対象になっているのか。また、2年に1回更新ではなかったのかなと思うんですけど、そこらへんで、防火管理者の配置としてどうなっているのかというところについて、まず1点お伺いをします。

それからですね、同じページなんですけど、財産管理費で委託料で200万円、それから工事請負費で、次のページですね、22ページ、5,217万6,000円ということで、結構大きな減額になっておりますけれども、この減額内容等についてお伺いをいたしたいと思います。

それからですね、すみません、一旦そこで止めておきます。

○議長（濱砂 征夫君） 総務課長。

○総務課長（牧 幸洋君） まず21ページの防火管理者につきましては、庁舎の防火管理者として、総務課長を位置づけておるんですけども、今年度4月にですね、総務課長に代わりまして、そちらでも防火管理者の受講を受けてということで予定をしていたんですけども、その講師の日程に当日合わないということでですね、受けられなかったということで減額になっております。今そういった形で、正式には現、私総務課長の方がですね、なるわけですけども、来年度しっかり受講してですね、管理体制を整えていきたいと思っております。以上です。

○議長（濱砂 征夫君） 村民課長。

○村民課長（田爪 健二君） 1番議員のご質問にお答えしたいと思います。財産管理の委託料の200万円の減額につきましては、当初はですね、新庁舎の引っ越しをです

ね、年度内に計画しておりましたが、引越しが新年度31年度にずれ込んだ関係で、この引越費用の額を減額させていただいております。

それと、工事請負費についてはですね、前回の臨時議会で機械設備工事それと電気設備工事の変更契約をさせていただきましたが、今回は残る主体工事の方はですね、金額の変更がございませんで、契約の変更の内容だけですかね、金額の増減等発生しませんでしたので、これで全て庁舎関係の契約関係ですね、金額が固まりましたので、今回減額をさせていただいたところです。以上です。

○議員（1番 中武 智和君） 議長。

○議長（濱砂 征夫君） 1番、中武 智和君。

○議員（1番 中武 智和君） はい、了解しました。それでは工事費については特に、単純に執行残というような形ということでよろしかったでしょうか。はい、了解しました。

そうしたらですね、次にですね、37ページの方になるんですけども、観光費になります。インターネット通信使用料ということで、マイナスの25万円ということで減額がなされておりますけども、こちらについてお伺いをしたいという点と、最後の46ページの方になるんですが、公債費で村債の元利償還ですね、金額が発生しております。通常でしたら、だいたい起債の償還というのは、年度当初でおおむね決まっておろうかと思しますので、利率等が変わらない限りはそうまで動くことはないのかなというイメージがあるのですが、どういった理由で元利償還等がふえてきたのかということについてお伺いをいたします。

○議長（濱砂 征夫君） むら創生課長補佐。

○むら創生課長補佐（中武 敬一郎君） ただ今の1番議員の質問にご説明いたします。まず37ページのインターネット通信使用料、マイナス25万円ですけども、今年度観光施設のWi-Fi整備を行っております。当初は年間の使用料を見込んでいたわけですけども、Wi-Fi整備関係ですね、国の補助と県の補助に申請いたしまして、いたしたんですけども、国の方は防災関係が強くて、申請しても交付がなかったものですから、その関係で整備が遅れまして、回線使用料がいらなくなったというものになっております。以上です。



○議長（濱砂 征夫君） 総務課長。

○総務課長（牧 幸洋君） 46ページの公債費についてなんですけれども、こちらにつきましては、27年度の借り入れ年度となっております、災害復旧に関する公債費なんですけれども、据え置きを2.5年としていたものですね、2年ということの誤りだったことによる修正での補正ということになっております。大変申し訳ございませんでした。

○議員（1番 中武 智和君） 議長。

○議長（濱砂 征夫君） 1番、中武 智和君。

○議員（1番 中武 智和君） Wi-Fiの整備についてちょっと追加でお尋ねなんですけれども、最終的にどちらの施設にどのような形で整備されたのかということだけちょっとお伺いをいたしたいと思います。

○議長（濱砂 征夫君） むら創生課長補佐。

○むら創生課長補佐（中武 敬一郎君） ただ今の1番議員の質疑に説明いたします。施設につきましては7施設。作小屋と湖の駅、川の駅、温泉、村所驛、菊池記念館、キャンプ場になっております。今ちょっとあちらに付いておりますけれども、宿泊施設関係はずっと使えるようにしております。こういった環境客が集まる場所ですね、時間を区切って、あまり観光客の移動が多くなるように、時間を区切って、30分で一旦切れてまた。1日で3回ぐらい使えるような方式をとっております。以上です。

○議員（1番 中武 智和君） 議長。

○議長（濱砂 征夫君） 1番、中武 智和君。

○議員（1番 中武 智和君） はい、了解しました。1回30分ということ。わかりました。方法としてはいろいろあるんだろうと思うんですけど、だいたいよそに行くと1時間が1回とか、それが1日2回、3回とかいうのがあったりするので、そこらへんについては技術的なこともありますので、はい、了解しました。以上です。

○議長（濱砂 征夫君） むら創生課長補佐。

○むら創生課長補佐（中武 敬一郎君） すみません、1番議員の質問にお答えします。Wi-Fiの使用につきましては、とりあえず今30分でしてはいますが、これでやってみまして、いろいろな意見がございましたら、またその量をふやすこともできます

ので、状況を見ながら変更いてまいりたいと思います。

○議長（濱砂 征夫君） 1番、中武 智和君。

○議員（1番 中武 智和君） はい、了解しました。今観光施設等は基本的にはやはりWi-Fiというのはマストアイテムですので、ここがあまり通信制限がかかりすぎるというのも、ちょっとお客さんがいろいろ調べて、そこから次のところに行きたいとかいったりする時に、30分で調べられるかなという気もしたり、いろいろあるので、そこはまた、今後の検討課題ということで、ぜひ一ついい方向に運用していただければと思います。以上です。

○議員（2番 白石 幸喜君） 議長。

○議長（濱砂 征夫君） 2番、白石 幸喜君

○議員（2番 白石 幸喜君） それぞれ担当課長にお伺いをしたいと思いますが、事業の確定がだいたい固まったということで、ほぼ減額の補正ということになっておりますけども、まず23ページです。負担金補助金及び交付金の空き家利活用推進事業補助金30万円、それから空き家改修事業補助金の50万円減額がなされております。現時点でどのくらいの利用があったのか、件数を伺います。

それから、同じ23ページの交通対策費の負担金及び補助金の交付金ですが、免許返納、タクシー利用券の交付ということであります。これも減額31万1,000円ということではありますが、何名の方が返納されたのか、伺います。

それから、28ページになりますが、一番上の方になりますけども、説明欄で配食サービス事業委託こちらも確定した委託料だったと思いますが、129万6,000円。100万円以上の減額がありましたが、この減額の理由について伺います。

最後もう1点ですが、39ページになります。すみません、間違えました。43ページであります。43ページの社会教育費の中の負担金補助交付金の補助金15万円減額をさせていただきますが、この減額になった理由と対象事業について伺います。以上4点伺います。

○議長（濱砂 征夫君） むら創生課長補佐。

○むら創生課長補佐（中武 敬一郎君） ただ今2番議員から質問がありました件につきましてご説明いたします。23ページの空き家関係の補助金の減額なんですけども、

本年度につきましては、申請がなかったことによる減額となります。それから、これまでの実績ですけれども、空き家改修補助金につきましては、平成29年度に3件。それから空き家利活用補助金につきましては、26年度に1件と29年度に1件という実績となっております。以上です。

○議長（濱砂 征夫君） 村民課長。

○村民課長（田爪 健二君） 2番議員のご質問にお答えしたいと思います。平成30年度になりまして、免許を返納された方が4名ございますが、その中で1名の方が既に亡くなられたということで、その分は返納をいただいておりますが、30年度に交付された方の利用されている分がですね、約30万円ほどタクシーを利用されています。それとあと29年度に返納されて、タクシー利用券を交付された方が一応1年間の有効期限がございますので、その分も使用されておりますので、その分を見まして今約42万円ほど利用されております。30年度に交付された方は31年度まで一応有効期限がございますので、年度の3月内の合算で、その分繰越していただくということで、減額をさせていただいております。以上です。

○議長（濱砂 征夫君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（吉丸 和弘君） 2番議員のご質問にお答えしたいと思います。28ページの配食サービスによります129万6,000円の減額についてでございます。この配食サービスにつきましては、高齢者等が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで送るためという、地域包括ケアシステムの実現のためにですね、大変重要なサービスだというふうに考えておまして、内容につきましては、1週間のうち2回程度ですね、食事をお届けすると。それで低栄養状態の高齢者をですね、程度を悪くしないように持続させるというのが目的でございます。今年度からこの事業をやろうということで予算化したところでございました。当初の目的ではですね、天包荘さんをお願いしまして、弁当をつくっていただいておりますね、それを配達するというふうに考えておりましたが、制度設計を行う中でですね、天包荘の給食調理員が不足してくるという事態が発生しまして、もともとこれがちょっと難しい話になっております。これをどうするかということはずっと話し合いをさせていただいておりますね、社会福祉協議会と連携しまして、社会福祉協議会が村内の弁当屋さんとかと

連携してですね、配達するという方法がやっと今構築できたところでございまして、大変遅くなったんですが、今始めさせていただくという段階でございまして。次年度からはですね、しっかりとこれを利用したいといひますか、利用したほうが程度が良くなる方はかなりいらっしやいますので、こういった事業をしっかりとですね、次年度からやっていきたいというふうに思っているところでございまして。以上です。

○議長（濱砂 征夫君） 教育総務課長。

○教育総務課長（濱砂 亨君） ただ今ご質問いただきました43ページ、負担金補助及び交付金の15万円の減額についてです。こちらにつきましては、中学校の剣道部の1月に開催されました全国大会プレ大会の出場のための補助金としまして、12月に、要綱の規定に基づきまして1人10万円当たりの8名ということで80万円の予算を組ませていただいたところなんです。実際旅費等の見積もりをいただきまして、申請額が上がってきた分から予算額の執行残を今回減額させていただいたという形となっております。以上です。

○議員（2番 白石 幸喜君） 議長。

○議長（濱砂 征夫君） 2番、白石 幸喜君

○議員（2番 白石 幸喜君） 了解をいたしました。配食サービスにつきましては、そのような状況があったということでございまして。今回の議会の中でまた、新年度予算等も審議されると思いますが、またしっかりと来年度に向けてですね、事業展開していただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（濱砂 征夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第13号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） 異議なしと認めます。従って、議案第13号平成30年度西米

良村一般会計補正予算（第11号）は、原案のとおり可決されました。

---

**日程第12. 議案第14号**

**日程第13. 議案第15号**

○議長（濱砂 征夫君） 日程第12、議案第14号平成30年度西米良村特別会計国民健康保険事業勘定会計補正予算（第4号）、日程第13、議案第15号平成30年度西米良村特別会計国民健康保険診療施設勘定会計補正予算（第3号）の2議案を一括議題とします。提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 征夫君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） ただ今一括上程いただきました議案14号並びに議案第15号の提案理由の説明を申し上げます。まず議案第14号平成30年度西米良村特別会計国民健康保険事業勘定会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は既定の予算総額から歳入歳出それぞれ629万7,000円を減額し、補正後の総額を2億9,997万7,000円とするものであります。

主な歳入からご説明申し上げます。県支出金の1,550万4,000円の減額は、医療費減に伴う普通交付税1,952万2,000円の減、及び、診療所に係る特別調整交付金406万2,000円の増等によるものであります。

繰入金912万1,000円の増額は、職員給与や保健センター運営費の見込み減等により、97万1,000円の減及び交付金等の減額を調整する準備基金繰入金1,009万2,000円の増等によるものであります。

次に歳出でございます。総務費55万8,000円の減は、システム改修手数料の不用額、46万6,000円の減、及び人件費等の調整によるものであります。

保険給付費909万1,000円の減額につきましては、年度内の医療費が当初の見込みより削減できたことによるものであります。

諸支出金406万2,000円の増額につきましては、診療所に係る特別調整交付金の確定に伴いまして、診療所の繰出金を調整いたしましたものであります。

以上、補正の概要について申し上げましたが、本案は先に開催いたしました国保運営委員会に諮問し、異議なしとの答申をいただいているところでございます。

次に、議案第15号平成30年度西米良村特別会計国民健康保険診療施設勘定会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は既定の予算総額から歳入歳出それぞれ175万4,000円を減額し、予算総額を2億8,441万8,000円とするものであります。

主な歳入について申し上げます。診療収入、負担金のほか、決算見込みによりまして、増額、減額の調整をいたしております。

国保事業会計繰入金406万2,000円の増額につきましては、特別調整交付金の増によるものであります。

次に歳出について概要を申し上げます。医薬品等衛生材料費200万円の増額につきましては、院内使用分の酸素及び医薬品等が増加したことに伴うものであります。

以上、補正の概要について申し上げましたが、本案につきましても、先に開催されました国保運営協議会におきまして、異議なしとの答申をいただいているところであります。

以上、議案第14号並びに第15号の提案理由を説明申し上げましたが、それぞれご質疑に応じまして、担当課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（濱砂 征夫君） 提出者の説明が終わりました。これより質疑を行います。議案第14号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第14号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） 異議なしと認めます。従って、議案第14号平成30年度西米良村特別会計国民健康保険事業勘定会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱砂 征夫君） 議案第15号について質疑はありませんか。

○議員（5番 上米良 秀俊君） 議長。

○議長（濱砂 征夫君） 5番、上米良 秀俊君。

○議員（5番 上米良 秀俊君） 診療所事務長にお伺いしますが、9ページ、診療所一般管理費の使用料及び賃借料で148万円の減額がなされておりますが、これについての説明をお願いいたします。

○議長（濱砂 征夫君） 診療所事務長。

○診療所事務長（渡邊 智紀君） ただ今の質問にお答えいたします。診療所一般管理費の使用料及び賃借料148万円の減額になりますけれども、こちらの方は在宅酸素を利用されている方の賃借料ということで、業者の方にうちが負担してお支払いしているものの、利用者の数が28年度実績からすると大幅に減ったということが1つと、あと診療施設内のカーテン、ブラインドの方の賃借料を計上しておったんですけども、今年度その賃借のほうを実施しておりませんので、来年度からまた新たに実施させていただきたいと思っております。この件につきましては、年度途中でリースアップということで、リースが切れましたので、その当たりで、金額が発生しなかったというところで減額させていただいております。以上です。

○議員（5番 上米良 秀俊君） 議長。

○議長（濱砂 征夫君） 5番、上米良 秀俊君。

○議員（5番 上米良 秀俊君） 了解しました。

○議長（濱砂 征夫君） これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第15号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） 異議なしと認めます。従って、議案第15号平成30年度西米良村特別会計国民健康保険診療施設勘定会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

---

日程第14. 議案第16号

日程第15. 議案第17号

○議長（濱砂 征夫君） 日程第14、議案第16号平成30年度西米良村特別会計介護保険事業勘定会計補正予算（第4号）、日程第15、議案第17号平成30年度西米良村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第3号）の2議案を一括議題とします。提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 征夫君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） ただ今議案第16号並びに議案第17号の一括上程をいただきましたので、まずは、第16号平成30年度西米良村特別会計介護保険事業勘定会計補正予算（第4号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ1,203万円を減額し、補正後の総額を2億2,229万2,000円といたすものであります。

主な歳入をご説明申し上げます。介護保険料100万円の増額は、第1号被保険者の保険料の確定に伴う調整でございます。

国庫支出金28万7,000円の減額は介護給付費実績見込みに伴う介護給付費負担金200万円の増、及び調整交付金119万7,000円の増、また要支援者に係る介護予防サービス費の一部が総合事業に移行されたことに伴う、地域支援事業交付金431万8,000円の減等でございます。

支払基金交付金の451万円の減額、及び県支出金396万円の減額につきましては、要支援者に係る介護予防サービス等費の一部が総合事業に移行されたことに伴い、減額となるものでございます。

次に歳出について申し上げます。総務費17万円の減額は、システム改修業務委託料33万5,000円の増、及び不用額の調整をいたしたものであります。保険給付



費1,199万9,000円の減額につきましては、デイサービス等の居宅サービス利用者増によります、居宅介護給付費220万円の増、また当初の見込みにより利用者が少なかった施設介護サービス給付費943万4,000円の減のほか、高額施設サービス費や、特定入所費のサービス等が減額したことによって生じたものでございます。基金積立金21万9,000円の増額は、保険者機能強化推進交付金分を介護保険給付費準備金に積み立てるというものでございます。以上が補正の概要でございます。

次に、第17号平成30年度西米良村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第3号）について説明申し上げます

本案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ229万円を減額し、補正後の総額を2,526万3,000円とするものであります。

主な歳入からご説明申し上げます。後期高齢者医療保険料72万2,000円の減額は、低所得者の保険料の軽減によるものでございます。

繰入金104万2,000円の減額は、保険料軽減額の確定により後期高齢者医療連合へ納付する保険基盤安定負担金が確定しましたので、その分を調整させていただいたものであります。

次に歳出についてご説明申し上げます。後期高齢者医療広域連合納付金176万5,000円の減額につきましては、税込等の確定に伴うものでございます。

保険事業費49万4,000円の減額は、後期高齢者医療広域連合からの受託事業でございます健診事業や、重複頻回受診者訪問指導に係る不用額が生じたということであります。

以上、補正予算の概要についてご説明申し上げましたが、議案第16号並びに第17号につきまして、それぞれご質疑に応じまして、担当課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（濱砂 征夫君） 提出者の説明が終わりました。これより質疑を行います。議案第16号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第16号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） 異議なしと認めます。従って、議案第16号平成30年度西米良村特別会計介護保険事業勘定会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱砂 征夫君） 議案第17号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第17号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） 異議なしと認めます。従って、議案第17号平成30年度西米良村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第16. 議案第18号

#### 日程第17. 議案第19号

○議長（濱砂 征夫君） 日程第16、議案第18号平成30年度西米良村特別会計簡易水道事業補正予算（第4号）、日程第17、議案第19号平成30年度西米良村特別会計下水道事業補正予算（第3号）の2議案を一括議題とします。提出者の説明を求め

ます。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 征夫君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） ただ今一括上程いただきました、議案18号並びに議案第19号の提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第18号平成30年度西米良村特別会計簡易水道事業補正予算（第4号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ159万2,000円を減額し、補正後の総額を5,175万9,000円とするものでございます。

まず歳入について申し上げます。一般会計繰入金161万9,000円の減額につきましては、元金の償還額が減少したこと等により一般会計繰入金を減額するというものであります。

次に歳出でございます。公債費130万7,000円の減額は、歳出予算の執行残によるものでございます。

以上、補正予算についての説明でございます。

次に、議案第19号平成30年度西米良村特別会計下水道事業補正予算（第3号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算総額から、歳入歳出それぞれ1万1,000円を増額し、補正後の総額を2,520万7,000円とするものでございます。

まず歳入について申し上げます。一般会計繰入金15万円の増額は、使用料の減額によるものでございます。

次に歳出でございます。事業費4万円の増額は、処理場の機械運転時間の増加によるものでございます。

以上、補正予算についてご説明申し上げました。

ただ今ご説明いたしました、議案第18号並びに議案第19号につきまして、それぞれご質疑に応じまして、担当課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（濱砂 征夫君） 提出者の説明が終わりました。これより質疑を行います。議案

第18号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第18号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） 異議なしと認めます。従って、議案第18号平成30年度西米良村特別会計簡易水道事業補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱砂 征夫君） 議案第19号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第19号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） 異議なしと認めます。従って、議案第19号平成30年度西米良村特別会計下水道事業補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第18. 議案第27号

○議長（濱砂 征夫君） 日程第18、議案第27号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 征夫君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） ただ今上程いただきました、議案第27号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員はまず村長が人権擁護員にふさわしい人格、識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について深い理解のある人の中から候補者を選び、人権擁護委員法第6条第3項の規定により村議会の意見を聞いた上で、法務大臣へ推薦するということになっております。現在法務大臣から委嘱を受けております2名の人権擁護員の任期が、本年6月30日をもって満了となりますので、今回候補者として、現人権擁護員2名の方を再任し、推薦いたしたいと思っておりますので、お伺いをいたすところであります。

それでは、別紙のとおりでございますので、別紙を朗読をいたします。

氏名 中武 節子

住所 西米良村大字村所648番地1

生年月日 昭和22年8月16日

氏名 國吉 敏幸

住所 西米良村大字村所2番地68

生年月日 昭和30年5月10日

以上、概要についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、ご質疑に応じまして、担当課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（濱砂 征夫君） 提出者の説明が終わりました。これより質疑を行います。議案第27号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第27号を採決します。お諮りします。本案は、別紙の者を適任とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） 異議なしと認めます。従って、議案第27号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、別紙の者を適任とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は3月4日、午前9時に開きます。議事は、平成31年度一般会計予算を予定していますので、ご参集願います。

本日は、これで散会します。ご苦労さまでした。

○事務局長（濱砂 雅彦君） 一同、ご起立ください。一同礼、お疲れさまでした。

午後2時40分散会

---